

博物館実習受入要項

中津市歴史博物館

(趣 旨)

- 1 中津市歴史博物館は、博物館法に規定する学芸員の資格を取得する目的をもって大学等から博物館実習の申込みがあったとき、博物館法施行規則第1条及び第2条の趣旨を考慮し、本館業務に支障をきたさない範囲内で実習の申込みを受け入れるものとする。

(実習生の定数)

- 2 実習生の定数は3名以内とする。

(実習の申込み)

- 3 実習の委託を希望する大学等にあつては、実習を希望する学生の氏名（ふりがな）、性別、学部・学科・学年、実習期間中の連絡先（住所・電話番号）等を明記した書面をもって、中津市歴史博物館館長あて申し込むものとする。
- (2) 実習の申込期間は、4月1日から6月1日までとする。
ただし、定数になり次第、申込みを締め切ることとする。

(実習生の決定及び通知)

- 4 受入を決定した実習生については、所属大学等へ氏名、実習期日等必要事項を通知するとともに、本人にも必要事項を通知するものとする。

(実習の実施時期及び期間)

- 5 実習は館務の繁閑を考慮し、時期を定め実施するものとする。
- (2) 実習の期間は6日間（1週間以内）とする。

(実習の内容及び方法)

- 6 実習の内容（時間割等）及び方法については、別途定める。

(実習経費)

- 7 実習に要する経費は、個人の負担とする。また、実習期間中の実習生に起因する事故などについては、委託元たる大学並びに実習生の負担において対応する